

静岡県教育委員会告示第37号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から名称を変更する旨の届出があったので告示する。

平成29年12月22日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

- 1 変更する技能教育のための施設の名称及び設置者
日本航空高等学院沼津校
株式会社 エクサス
- 2 変更後の名称
未来を創る学舎 沼津校
- 3 変更年月日
平成30年1月1日